

徳島県企業管理規程第十四号

適用対象の消滅等に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

適用対象の消滅等に伴う関係規程の整理に関する規程

（昭和天皇の大喪の礼の行われる日を職員の休日とする規程の廃止）

第一条 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を職員の休日とする規程（平成元年徳島県企業管理規程第一号）は、廃止する。

（徳島県企業局企業職員給与規程の一部改正）

第二条 徳島県企業局企業職員給与規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「昭和四十六年徳島県人事委員会規則六―八八」を「徳島県人事委員会規則六―八八」に改める。

（徳島県企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正）

第三条 徳島県企業局会計年度任用職員の任用等に関する規程（令和二年徳島県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「平成二十八年徳島県人事委員会規則四―九」を「徳島県人事委員会規則四―九」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。